

ホームロイヤー無料相談会のご案内

頼る家族がいないので、認知症になったときや亡くなった後のことのことを頼みたい、障害を持つ子どもがいるけれど、私が亡くなったときが心配、財産の管理に不安があるなどホームロイヤーを活用できる場面は少なくありません。こういったお悩みに答えるのがホームロイヤーです。

弁護士が無料でご相談に乗りますので、相談者の方も支援者の方もぜひこの機会に積極的に相談会をご活用ください。

【ホームロイヤーとしての弁護士の主な役割】

・見守り契約

定期的にご様子を確認し、必要に応じて契約者からの法律相談等に対応します。

・財産管理契約

契約者と一緒にてもしくは契約者に代わって、財産の管理をします。

・任意後見

認知症などで判断能力が低下したときに、契約者と一緒にてもしくは契約者に代わって、財産管理や生活・介護・医療サービス等を受けられるようサポートします。

・死後事務委任契約

契約者が亡くなった後、葬儀・埋葬の方法、施設・病院の精算や明け渡し、アパートの返還など死後の事務を引き受けます。

・遺言書作成支援、遺言執行者

亡くなった後の自分の財産の承継先と承継方法を明確にするお手伝いをします。

【相談会の日時】

令和6年4月13日(土)

①午前10時～午前12時 ②午後1時～午後4時まで(先着順)

※来館でのご相談のみとなり、電話相談は行っておりません。

※支援者の方のみの相談も受け付けております。

※事前の予約希望の方は前日までに下記弁護士会相談窓口までお電話ください。

※来館順に受付いたしますので、お待ちいただく場合があります。

【相談会の場所】

旭川弁護士会(北海道旭川市花咲町4丁目)※駐車場あり。

旭川弁護士会

高齢者障がい者権利委員会

事務所 ☎070-0901

北海道旭川市花咲町4丁目

TEL:0166-51-9527